

令和3年第4回定例会（12月20日）

○尾原進一議長 起立全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより、議案第114号「権利の放棄に関する件」を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○尾原進一議長 起立全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより、議案第115号「市道の路線認定の件」を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○尾原進一議長 起立全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより、議案第116号「町字区域変更の件」を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○尾原進一議長 起立全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより、議案第117号「字区域の変更の件」を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○尾原進一議長 起立全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時34分

再開 午前10時46分

○尾原進一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2、議案第123号「安芸市議会議員の議員報酬及び費用弁償等支給条例の一部を改正する条例」から議案第126号「令和3年度安芸市一般会計補正予算（第6号）」までの4件を一括議題といたします。

ただいま議題となっておりますこれら4件について、提案理由の説明を求めます。

副市長。

○竹部文一副市長 提案をいたしました議案につきまして、提案理由の説明をいたします。

議案第123号「安芸市議会議員の議員報酬及び費用弁償等支給条例の一部を改正する条例」につきましては、安芸市特別職報酬等審議会の答申に沿って、令和4年4月1日から、議長の報酬月額を現行38万5,000円から37万円に、副議長の報酬月額を現行33万5,000円から32万円に、常任委員長及び議会運営委員長の報酬月額を現行32万5,000円から31万円に、議員の報酬月額を現行

令和3年第4回定例会（12月20日）

31万5,000円から30万円に、それぞれ一律1万5,000円引き下げるものであります。

なお、この改定による影響額は、報酬と期末手当を合わせて議員1人当たり年間約23万3,000円、議員全体では年間約326万8,000円の減額となります。

次に、議案第124号「安芸市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、安芸市特別職報酬等審議会の答申に沿って、令和4年4月1日から市長の給料月額を、現行73万1,000円から73万8,000円に、副市長の給料月額を現行62万2,000円から62万8,000円に、教育長の給料月額を現行57万円から57万5,000円に、それぞれ引き上げるものであります。

なお、この改定による影響額は給料と期末手当を合わせて、市長が年間約10万8,000円、副市長が年間約9万3000円、教育長は年間約7万7000円、特別職全体で年間約28万円の増額となります。

次に、議案第125号「安芸市長等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、安芸市特別職報酬等審議会の答申に沿って、令和4年4月1日から教育長の勤続期間1年当たりの退職手当の支給割合を現行100分の229.5から、100分の230に改定するものであります。

なお、この改定による影響額は、1期3年で約9,000円の増額となります。

以上で提案しました案件の説明とします。予算案件につきましては、担当課長から説明を申し上げます。御審議の上、適切な御決定を賜りますようお願い申し上げます。

○尾原進一議長 企画調整課長。

○大野 崇企画調整課長 議案第126号「令和3年度安芸市一般会計補正予算（第6号）」につきまして、提案理由を御説明いたします。

補正予算書1ページをお開き願います。

歳入歳出補正予算の規模は、9,774万円の追加でございます。

2ページをお開きください。

歳入の補正につきましては、全額国庫補助金を計上しております。

6ページをお開きください。

歳出の補正につきましては、3款民生費、2項2目児童対策費、子育て世帯への臨時特別給付金として、給付金及び事務費を計上するものでございます。

同給付金10万円のうち、先の第5号補正では、迅速に子育て世帯を支援するとしていた現金5万円の先行給付分に係る事業費を計上したところでございます。残りの5万円分については、当初国がクーポンでの給付を基本としていたことから、詳細が分かり次第利用方法等の説明と合わせて予算提案する予定でございました。

しかしながら、12月15日発出の国通知では、10万円の現金を一括給付することも地方自治体の判断で可能と示されたことにより、本市におきましても10万円の現金一括給付とするべく、このたび残りの5万円分に係る事業費を追加計上するものでございます。

現金一括給付とする理由につきましては、事務の簡素化によって、より早期の支給につながることも、また、現金のほうが幅広い用途に利用できることなどでございます。

支給日につきましては対象者には既にお知らせをしておりますが、児童手当の受給者は12月

24日、児童扶養手当の受給者は12月27日を予定しております。

補正予算案件の説明は以上でございます。

御審議の上、適切な御決定を賜りますようお願い申し上げます。

○尾原進一議長　これより、これら4件に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

14番　千光士伊勢男議員。

○14番（千光士伊勢男議員）　まず、その審議会答申に基づいて、議員の歳費を引き下げると言われて、それについてはその異議はありませんが、この審議会委員の委員の選定については、どのような基準で選定をされてるのか。その点を伺いたい。

○尾原進一議長　総務課長。

○国藤実成総務課長　14番議員の御質問にお答えをいたします。

安芸市特別職報酬等審議会の委員はどのように選定をしているかということでございますが、審議会条例の中に定めございまして、第3条に委員は10人をもって組織する。その委員は安芸市の区域内の公共的団体等の代表者、その他住民のうちから、市長が選任するとされておまして、今回の委員につきましては、安芸の商工会議所会頭、安芸法人会会長、四国銀行安芸支店支店長、安芸漁業協同組合組合長、安芸市連合婦人会会長、安芸市地区日本赤十字奉仕団委員長、高知東部森林組合組合長、高知県農業共同組合安芸地区常務理事、安芸市観光協会会長、安芸市消防団の団長の10名でございまして、それぞれ条例の趣旨に沿って選定したものでございます。

○尾原進一議長　14番　千光士伊勢男議員。

○14番（千光士伊勢男議員）　答申書を見てみると、確かに団体でそれぞれの経験積んだ人がなっちゅうということは分かりますが、分かりますが、分かるけれども安芸市民が今どういう経済理由の下で毎日努力されているのか。そこの辺りがですね、出て来ません。だからその辺りが分かる人を・・・。

（「スイッチ切っちゅう」「マイク」「入ってない」と呼ぶ者あり）

○14番（千光士伊勢男議員）　その点を、どのように、理解されているのか。そのあたりがね、私は妙に理解ができないがね。その点はいかがですか。

○尾原進一議長　総務課長。

○国藤実成総務課長　14番議員の再質問にお答えいたします。

るる審議の内容がわかりにくい等の御指摘賜りましたけれど、第三者機関としての審議会でございます。私、事務局としては、何ら申し上げるべきものを持ち合わせておりません。

以上です。

○尾原進一議長　14番　千光士伊勢男議員。

○14番（千光士伊勢男議員）　その、担当課はなかなか難しかろうと思うけど、人選をするのに安芸市民の低所得者が今どういう事情で生活しているのかというあたりをしっかりと掴んだ上で、審議を回答するという。やっぱり審査が必要じゃないかということは私、申し述べて終わりたいと思うんですが、その点はね、今までの審議会でもそうです。底辺で苦しんでいる人たち

令和3年第4回定例会（12月20日）

の暮らしの実態を掴まん。そういう人物がね審査委員になってしもうちゅう。これじゃね、まともな審査はできません。そのことを指摘しちよきます。

○尾原進一議長　ほかに質疑はありませんか。

9番　米田佐代子議員。

○9番（米田佐代子議員）　議案第123号「安芸市議会議員の議員報酬及び費用弁償等支給条例の一部を改正する条例」、そして議案第124号「安芸市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」、そして議案第125号「安芸市長等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例」、そして議案第126号「令和3年度安芸市一般会計補正予算（第6号）」までの4件に対して質疑をいたします。

まず、議案第123号「安芸市議会議員の議員報酬及び費用弁償等支給条例の一部を改正する条例」についてですが、一般議員の改正後の議員の年収及び改正前の年収は幾らになるのかお伺いします。

次に、議案第124号「安芸市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」ですが、改正後の安芸市長、副市長、教育長の年収をお伺いします。

次に、議案第125号「安芸市長等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例」についてですが、今回は教育長の改正でございますが、改正前の安芸市長、副市長、教育長の退職金をお伺いいたします。

次に、議案第126号「令和3年度安芸市一般会計補正予算（第6号）」についてですが、先日の一般質問の答弁に、960万円以上の所得世帯が23世帯で、43名の方は今回含まれないとの答弁でしたが、公明党は衆議院の公約に、ゼロ歳から18歳までのすべての子供に子供応援給付金として1人10万円を掲げておりました。親の所得関係なく、社会全体で子供を育ていこうとの政策でございます。国は960万円以上を撤廃し、自治体に委ねられましたが、960万円以上の所得の方もきっちり税金を支払っているのです。親にではなく、その子供に10万円支給なので、給付していただく権利があると思うのですが、お伺いいたします。

○尾原進一議長　総務課長。

○国藤実成総務課長　9番議員の御質問にお答えをいたします。

金額は1,000円以下を切り捨て、年収につきましては、令和4年度における期末手当の支給月数、3.1月分とした場合のものとさせていただきます。

まず、議員の年収でございますが、改正前が490万円、改正後466万円でございます。次に特別職の年収は、市長が改正前1,137万円、改正後1,148万円。副市長が改正前968万円、改正後977万円。教育長が改正前887万円、改正後894万円でございます。

最後に、特別職の退職手当が、市長が1期4年で改正前1,242万円、改正後1,254万円。副市長が1期4年で改正前761万円、改正後768万円。教育長が1期3年で改正前392万円、改正後396万円でございます。

なお、特別職の給料及び退職手当、議員報酬につきましては、職員給与の状況とあわせまし

令和3年第4回定例会（12月20日）

て、毎年広報1月号でお知らせいたしておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○尾原進一議長 福祉事務所長。

○山崎美佳福祉事務所長 9番、米田議員の質問にお答えいたします。

議案126号についてでございます。令和3年度、子育て世帯への臨時特別給付金につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、子育て世帯に対して臨時特別的な給付措置といたしまして実施します、国の子育て世帯等臨時特別支援事業に基づき実施するものでございます。

その中で、対象児童は、平成15年4月2日から令和4年3月31日までに生まれた児童。保護者の生計を維持する程度の高いものの所得が、児童手当の本則給付の方とされておりまして、所得制限がございまして、具体的には目安となりますが、扶養親族の人数が3人の場合、収入が960万円を超えますと対象にならず、今回の給付金は支給されません。議員がおっしゃったように、すべての子供を給付金の対象とする、自治体独自に支給対象を追加し、所得制限なしで支給するところも一部あるようですし、また対象年齢の、児童の年齢についても、例えば19歳まで、20歳まで対象として欲しいなどの声があることも認識はしております。しかしながら、繰り返しになりますが、本給付金は国の制度により実施されるものでございまして、所得制限につきましては、政府内で議論の上、設定されたものと承知しております。

本市といたしましては、別途市費による支給は考えておりません。本給付金の趣旨に基づき、まず申請不要な方に年内に10万円。1月からは、申請が必要な方の受け付けを開始し、対象者に速やかに支給することを着実に実施していきたいと考えております。御理解をお願いいたします。以上です。

○尾原進一議長 9番 米田佐代子議員。

○9番（米田佐代子議員） 再質問いたします。

先ほどの答弁の中に、答弁と言うか説明の中に、議員の年収が900万円、改正前は900万円。改正・・・

（発言する者あり）

○9番（米田佐代子議員） 議員の年収が、490万円と言ったんじゃないですか。何が。

（発言する者あり）

○9番（米田佐代子議員） 議員の年収は490万円、改正前よね。答弁していただきました。それぞれの報酬を下げた場合、説明の中では1人23万3,000円、14人で326万8,000円だということですが、1人定数を削減したら、326万8,000円よりはるかに多く、市民アンケートにも応えられると思います。

このコロナ禍の中、既に香美市議会では2人削減しました。コロナウイルス禍で影響を受けた事業者や市民のため、2人削減分を有効活用して欲しいとありました。

議会の間では、この12月議会までに議員定数を現状維持か削減かを結果を出すという議員間の約束の中、10月6日の議運で、市民アンケートに応えるためには、審議会で諮っていただくということになりましたが、審議会の議事録を見ましたら、議員定数には触れず報酬のみの議題に

令和3年第4回定例会（12月20日）

なっております。平成22年、4人もの議員を削減した折にも報酬削減が出ておりましたが、4人削減したのだから報酬の答申には触らなかったという経緯があるということをお聞きしております。事務局にはどういった資料の提出をされたのか、議事録を見ると、そのままその平成22年の答申のままで今回答申がきております。

先ほど退職金とか聞きましたけど、市長も4年に1回選挙がありますが、大変相当な退職金が出ますので、それはもう本当に選挙資金にもなると思いますが、議員は身分の保障もない中で、費用弁償や、政務活動費も支給されない中、真面目に議員の仕事を取り組めば取り組むほど事務費もかかります。議員の報酬だけで生活している人たちのことや、次の世代の方、候補者、若い人たちに出てきて欲しいと思っても、本当にその議事録を見て残念だなと思えました。議事録に、事務局から資料の説明がありましたとありますが、どのような資料で説明をしたのかお伺いします。

また、今日の高知新聞にも出ておりましたが、10万円相当分の給付ですけれども、自治体が独自に所得制限を撤廃することを政府は容認をしていると、その世論調査においては、賛成が52.1%、反対は45.1%と、賛成の方が上回っておりますがこのことに関しても再度市長にお伺いいたします。

○尾原進一議長　総務課長。

○国藤実成総務課長　9番議員の再質問にお答えをいたします。

11月16日に開催いたしました安芸市特別職報酬等審議会において、どのような資料で説明をしたのかのお尋ねでございます。

まず、前段ですけれども、特別職の報酬等の取り扱いにつきましては、まず昭和39年5月付の、これも答申書の中にごございますけれども、国からの当時の事務次官通知ございまして、この通知のさらに下に、特別職報酬等審議会を開催する際に、どういった資料を審議会に提出すべきかというものが、全国一律的に、国の方から通達で参っております。その中に若干主なものを申し上げますと、人口、財政規模等が類似している他の地方公共団体の特別職の職員の給与額、これ一つです。

二つ目に、当該地方公共団体における特別職の職員の過去の給与改定の経緯、これ二つ目です。

三つ目としまして、当該地方公共団体における、一般職の職員の給与改定の状況等々を示した上で、審議会に諮るということになっております。

どういう資料で説明したのかということにつきましては、当時配った資料を議員の皆さんにお配りして、お目通しいただいているものと思いますので、あえて私の方から重ねての説明は割愛させていただきます。以上です。

○尾原進一議長　市長。

○横山幾夫市長　9番、米田議員の御質問に、再御質問にお答えをいたします。

先ほど議案第126号につきまして、所得制限について政府は撤廃を容認というような御質問ご

ございましたが、これにつきましては議会中もそうございましたが、国の方は容認するが補助金といたしますか交付金については出さないということは新聞記事、紙上で私も知っております。

先ほども担当課長の方から御説明いたしましたが、この給付金につきましては国の制度により実施されるもので、御承知のように、もう当初、公明党の方から当初は所得制限なしに支給するというので協議をしておりましたが、所得制限については政府内で協議のうえ設定されたものでございますので、特に安芸市として別途につきまして10万円を上乗せするということは考えておりません。以上です。

○尾原進一議長　　9番　米田佐代子議員。

○9番（米田佐代子議員）　再々質問をいたします。

平成22年の答申コピーの配布をされたというように議事録に載っておりますが、その時に安芸市議会議員定数変遷。これですね。これを皆さんにお渡し、見ていただいたか説明、事務局は説明をされたのかお伺いいたします。まずそれ1点。

議会事務局より、10月6日の議運の議事録は、事務局として見せていただいたんでしょうか。それを見ていただければ、流れがわかると思うんですけど、見せていただけてないですか。審議会議事録の中で、委員の方が、「今回の審議会への諮問は、議会から議員報酬を下げてくれと相談があったわけではないですよ」というお尋ねに、事務局は「議会の意図、お考えは承知しておりませんが、議員定数の見直し、議論の流れの中のことでであると聞いています」とあります。その中でいろいろと議論されたわけですが、結果としては報酬削減のみの答申になってきております。

しかし、今このコロナ禍の中で、どこの市町村が三役の報酬を上げる条例が出ているのか。私は出てないと思います。また、議員報酬にしても、このコロナ禍の中まだ収束してない状態の中で、議員も生活があるし特に来夏には選挙があります。若い子育て世代の方々には立候補していただきたいと思っておりますが、報酬削減が幾ら答申が出たとしても市長の判断かと思っておりますが、市長の御所見を伺います。

また、要望として最後には43名の子供に10万円は430万円です。どこからか捻出して、横山カラーを出す。この安芸市から発信できるように、この件については市長に要望いたしておきます。

○尾原進一議長　　総務課長。

○国藤実成総務課長　　9番議員の再々質問にお答えをいたします。

審議会の中で、議員定数の変遷について資料提供でありますとか、その説明をしたのかということですけど、しておりません。求められておりません。特別職報酬等審議会の持ち分といたしますか、領分といたしまして私の知り得る限りでは、あくまでも金額、特別職の給料、退職手当、議員報酬、その金額があくまでも審議対象事項であって、定数については審議の対象外のものであるという認識を、私、知り得る限りではいたしております。以上です。

○尾原進一議長　　市長。

○横山幾夫市長　　9番、米田議員の再々質問にお答えいたします。

先ほども総務課長が御答弁申し上げましたが、審議会の結果でございますので、それについて私がどうこうとはちょっと言えないものでございますので、御了承をお願いしたいと思います。以上です。

○尾原進一議長　ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○尾原進一議長　ほかに質疑もなければ、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっておりますこれら4件は、委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

○尾原進一議長　御異議がありますので、議案第123号から議案第126号までの1件ごとの起立により採決いたします。

議案第123号「安芸市議会議員の議員報酬及び費用弁償等支給条例の一部を改正する条例」について委員会への付託を省略することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○尾原進一議長　起立少数で、なしで。よって本件は委員会への付託を省略しないことに決しました。

暫時休憩いたします。

休憩　午前11時21分

再開　午前11時32分

○尾原進一議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま議題となっております議案第123号「安芸市議会議員の議員報酬及び費用弁償等支給条例の一部を改正する条例」については、総務文教委員会へ付託したいと思います。

本件については、閉会中の継続審査に付することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○尾原進一議長　御異議なしと認めます。よって本件は閉会中の継続調査に付すことに決しました。

次に、議案第124号「安芸市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」について委員会への付託を省略することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○尾原進一議長　起立全員であります。よって本件は委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○尾原進一議長 別に討論もなければ討論を終結いたします。

これより、議案第124号「安芸市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○尾原進一議長 起立多数であります。よって本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第125号「安芸市長等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例」について委員会への付託を省略することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○尾原進一議長 起立多数であります。よって本件は委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○尾原進一議長 別に討論もなければ討論を終結いたします。

これより、議案第125号「安芸市長等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○尾原進一議長 起立多数であります。よって本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第126号「令和3年度安芸市一般会計補正予算（第6号）」について委員会への付託を省略することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○尾原進一議長 起立全員であります。よって本件は委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○尾原進一議長 別に討論もなければ討論を終結いたします。

これより、議案第126号「令和3年度安芸市一般会計補正予算（第6号）」を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○尾原進一議長 起立全員であります。よって本件は原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第127号「保育所等の最低基準（職員配置・面積基準）と、保育士の処遇の抜本的な改善を求める意見書」及び議案第128号「中華人民共和国による人権侵害問題に対する調査及び抗議を求める意見書」の2件を一括議題といたします。

ただいま議題となっておりますこれら2件について、提案理由の説明を求めます。